

高血圧・脂質異常症・糖尿病で 通院中の患者様へ

「生活習慣病管理料」についてのお知らせ

令和6年9月1日より、高血圧・糖尿病・脂質異常症の患者様は、これまで算定していた「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」への算定へ移行となり、個人に応じた療養計画書を元に専門的、総合的な治療管理を行います。

定期受診時に療養計画書により説明を受けた後同意書にサインを頂きます。移行に伴い、窓口負担額についてもこれまでの金額から変更がございます。

【生活習慣病管理料】とは

- 高血圧・脂質異常症・糖尿病が主病の患者様を対象とし、疾病の重症化予防の為、『生活習慣病療養計画書』を作成し、総合的な治療管理を医師、専門職が行います。計画書には患者様にご署名をいただく必要があります。
- 患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。



医療法人 澄心会

豊橋ハートセンター

TOYOHASHI HEART CENTER